滋賀県警察本部

オープンカウンター方式による見積依頼について

・オープンカウンター方式とは、相手方を特定せずに案件を公表し、一定の資格を有する見積参加者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式です。
・期日までに提出された有効な見積書のうち、予定価格の制限の範囲内で最低価格（消費税込み）を提示された事業者を契約の相手方とします。
・参加を希望される場合は、以下の留意事項を熟読の上、下記の問い合わせ先にご連絡下さい。

《留意事項》

１　見積合わせに参加する者に必要な資格等

(1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
(3) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(4) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

２　問い合わせ先

滋賀県警察本部警務部会計課用度係
〒520－8501　滋賀県大津市打出浜１番 10 号
代表電話番号　077-522-1231（内線 2264）
※　説明を受けるため直接来庁される場合､事前連絡なしで来庁されますと、担当者が不在の場合があります。必ず事前に電話にてご連絡していただいた後、来庁をお願いいたします。

３　見積書等の提出先

滋賀県警察本部警務部会計課用度係
〒520-8501　滋賀県大津市打出浜１番 10 号
代表電話番号　077-522-1231
電子メール　　pa0004@pref.shiga.lg（ｴﾙｼﾞｰ）.jp
(1) 見積書は締切日時必着とし、持参又は郵送の場合は、封筒の表に「○○（案件名）見積書在中」と必ず朱書きして下さい。
なお、電子メールの場合も「○○（案件名）の見積書」であることが分かるようにして下さい。
(2) 同等品による見積書の提出を可能とする案件については、同等品による見積参加を認めます。ただし、別途指定する期日までに同等品に係るカタログ等仕様を明らかにする書類を持参、郵送又は電子メールのいずれかの方法により提出し、承認を受けて下さい。

４　見積書の無効

次のいずれかに該当する見積書はこれを無効とします。

(1) 必要な資格を満たさない者が提出した見積書
(2) 見積書の記載に不備があるもの
(3) 同一人が見積もった２通以上の見積書の全部
(4) 不当な価格のつり上げ（下げ）、談合等の背信行為又は連合と認められる場合及び疑いのある場合
(5) 案件名及び見積額のないもの
(6) 金額を訂正した見積書
(7) 錯誤により提出されたと認められる見積書
(8) 誤字、脱字等により意思表示が明確でないもの
(9) 見積書提出期限までに到達しなかったもの
(10) 見積書等作成に当たり、「鉛筆」や「消せるボールペン」等容易に消すことができる筆記用具等で記載された見積書
(11) その他見積りに関する条件に違反したもの

５　契約の相手方及び契約金額

提出された有効な見積書のうち予定価格の制限範囲内で最低価格（消費税込み）を提示された事業者を契約の相手方とします。

見積額は、各案件において特段の指示のない場合、当該案件の履行に要する一切の費用を含んだ総価（消費税込み）を記載して下さい。

契約金額は、原則として、見積書に記載されている金額（消費税込み）となります。

６　見積合わせ結果について

契約の相手方に決定した事業者のみに連絡します。

見積書を提出された事業者は、見積提出期日後、上記２に問い合わせいただければ決定業者及び金額についてお伝えします。

７　契約書等作成の要否について

会計法等の規定に基づき、契約金額に応じ、指定の契約書又は請書を作成していただきます（契約金額によっては作成を省略する場合があります）。

８　その他

(1) 見積書作成に要する費用等は参加者の負担とします。
(2) 上記５において、同価の見積が２者以上ある場合は、予算決算及び会計令第 83 条の規定の例に倣い、「くじ引き」を実施します。
(3) 都合により調達を中止又は延期する場合があります。
(4) 詳細については、別紙１「見積書の提出について（依頼）」によります。

別 添 1

令 和 8 年 10 月 26 日

各　　位

滋 賀 県 警 察 本 部
警 務 部 会 計 課 用 度 係

見積書の提出について（依頼）

産業廃棄物の処理業務委託にかかる見積書の提出をお願いします。

記

1　件名
　産業廃棄物（吸排気フィルター）収集運搬及び処分
2　業務内容など
　別添、仕様書及び契約書（案）のとおり
3　契約期間
　契約締結日～令和９年３月 19 日（金）まで
　契約期間末日までに最終処分まで行うこととする
　（契約書【案】参照）
4　見積書の提出先
　滋賀県警察本部警務部会計課用度係（担当 久米）
　〒520-8501　滋賀県大津市打出浜１番 10 号
　Tel 077-522-1231(内線 2264)
　Fax 077-526-0282　　ﾒｰﾙ　pa0004@pref.shiga.lg（ｴﾙｼﾞｰ）.jp
5　見積書提出期限
　令和８年 11 月 20 日(金)午前 10 時まで
　（送付する場合は提出期限内に必着とし、持参の場合は提出期限を除き平日の 17 時までとする）
6　参加条件
　警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準じる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。なお、採用者は契約締結時に別紙「誓約書」を提出するものとする。
7　採用者の決定方法
　見積提出期間後に速やかに開札し、予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な見積を行った者を採用者とし総価により決定し、採用者のみに連絡する。
　最低見積額を提示した者が２人以上ある場合は、該当者へ連絡後、職員がくじによって採用者を決定する。

８　その他

(1) 見積書の宛先は「滋賀県警察本部長」としてください。

(2) 見積書には、消費税及び地方消費税を明記し、見積日を記載してください。

(3) 見積金額には、処分等に関する一切の経費を含めた金額を記載して下さい。

なお、見積書にあっては、収集運搬業務と処分業務の内訳を記載し、その他経費がある場合は、併せて記載してください。

(4) 見積書と併せて産業廃棄物にかかる収集運搬業務、処分業務に係る許可書の写しを提出して下さい。

(5) 社印及び代表者印は省略可能ですが、押印省略の場合、または、メール等により提出する場合は社印及び代表者印の有無にかかわらず、代表者氏名と併せて当該案件に係る「発行責任者」及び「担当者」のそれぞれの氏名（フルネーム）及び連絡先を記載してください。

不明な点は、担当者まで確認してください。

なお、メールによる提出の場合、未着や迷惑メールに振り分けられる可能性があるため、メール送信の旨、担当者あて架電してください。

(6) 契約締結にあたっては、契約書を作成するものとします。なお、契約書にあっては別添契約書（案）の内容を満たす場合、契約業者の作成する契約書の形式を使用することとして差支えないものとします。

仕様書

１．業務の内容

滋賀県警察学校から排出する吸排気フィルターの廃棄物を処分する。

２．廃棄物の種類（約５㎥）

(1) 吸気側フィルター

○プレフィルター

日本バイリーン(株)製　PS/600N　610×610×20t　24 枚

○プレフィルター

日本バイリーン(株)製　PS/600N　610×305×20t　６枚

(2) 排気側フィルター

○プレフィルター

日本バイリーン(株)製　FR-585　610×610×18t　36 枚

○中性能フィルター

日本バイリーン(株)製　VZT-65M-56F　610×610×150　36 枚

○ＨＥＰＡフィルター

日本バイリーン(株)製　VH-100-500AW　610×610×290　10 枚

いずれも使用済みの排気側フィルターであり、射撃場内の鉛が付着している。

３．履行期限

最終処分：令和９年３月 19 日まで

４．契約書（案）

別紙のとおり

５．法令順守等

産業廃棄物に係る業務については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令等に従い適切に行うとともに、同法令及び契約書に基づき委託契約を締結し、委託料には処分業者に支払う処理料金を含むものとする。

６．報告等

委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し滋賀県警察本部会計課へ提出すること。ただし、業務終了報告書は、処分業務についてはマニフェストＤ票または、電子マニフェストの処分終了報告で代えることができる。

７．その他

(1) 作業日については、事前に担当者と受注者で協議のうえ決定する。

(2) 作業時は防護服や防護具等を装着するなどの安全対策を実施すること。

(3) 処理過程においての紛失、処理漏れ等を防止するため、職員による立ち合いを可能とすること。

収入印紙

産業廃棄物収集・運搬委託契約書（案）

排出事業者：滋賀県警察本部　支出負担行為担当官　滋賀県警察会計担当官　松下　和彦（以下「甲」という。）と、収集運搬業者：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「乙」という。）は、甲の事業場　滋賀県警察学校　滋賀県大津市御陵町３番３号　から排出される産業廃棄物の収集・運搬に関して次のとおり基本契約を締結する。

第１条（法の遵守）

甲および乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第２条（委託内容）

１．（乙の事業範囲）

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎収集運搬に関する事業範囲

〔産廃〕

許可都道府県・政令市：	＿＿＿＿＿＿	許可都道府県・政令市：	＿＿＿＿＿＿
許可の有効期限：	＿＿＿＿＿＿	許可の有効期限：	＿＿＿＿＿＿
事業範囲：	＿＿＿＿＿＿	事業範囲：	＿＿＿＿＿＿
許可の条件：	＿＿＿＿＿＿	許可の条件：	＿＿＿＿＿＿
許可番号：	＿＿＿＿＿＿	許可番号：	＿＿＿＿＿＿

〔特管〕

許可都道府県・政令市：	＿＿＿＿＿＿	許可都道府県・政令市：	＿＿＿＿＿＿
許可の有効期限：	＿＿＿＿＿＿	許可の有効期限：	＿＿＿＿＿＿
事業範囲：	＿＿＿＿＿＿	事業範囲：	＿＿＿＿＿＿
許可の条件：	＿＿＿＿＿＿	許可の条件：	＿＿＿＿＿＿
許可番号：	＿＿＿＿＿＿	許可番号：	＿＿＿＿＿＿

２．（委託する産業廃棄物の種類、数量および単価）

甲が、乙に収集・運搬を委託する産業廃棄物の種類、数量および収集・運搬委託単価は、次のとおりとする。

種	類：	射撃場用使用済み吸排気フィルター
数	量：	１台
単	価：	

３．（輸入廃棄物の有・無）

甲が、乙に委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物である場合は、その旨を記載する。

輸入廃棄物：無

４．（運搬の最終目的地）

乙は、甲から委託された第２項の産業廃棄物を、甲の指定する次の最終目的地に搬入する。

氏名：	＿＿＿＿＿＿
住所：	＿＿＿＿＿＿
許可都道府県・政令市：	＿＿＿＿＿＿
許可の有効期限：	＿＿＿＿＿＿
事業の区分：	＿＿＿＿＿＿
産業廃棄物の種類：	＿＿＿＿＿＿
許可の条件：	＿＿＿＿＿＿
許可番号：	＿＿＿＿＿＿
事業場の名称：	＿＿＿＿＿＿

所　　在　　地：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

5．（積替保管）

（乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。）

第３条（適正処理に必要な情報の提供）

1．甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」（平成25年６月）を参照）の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

ア　産業廃棄物の発生工程

イ　産業廃棄物の性状および荷姿

ウ　腐敗、揮発等性状の変化に関する事項

エ　混合等により生ずる支障

オ　日本産業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項

カ　石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物または水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その事項

キ　その他取扱いの注意事項

2．甲は、委託契約期間中、適正な処理および事故防止ならびに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容および程度の情報を通知する。

なお、乙の業務および処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程または産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。

3．甲は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」（平成25年６月）の「容器貼付用ラベル」参照）。

4．甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽または記載漏れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

5．甲は、次の産業廃棄物について、契約期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関または環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年２月環境庁告示第13号）による試験を行い、分析証明書を乙に提示する。

産業廃棄物の種類：＿＿該当なし＿＿　＿＿＿＿＿＿　＿＿＿＿＿＿

提示する時期または回数：＿＿該当なし＿＿　＿＿＿＿＿＿　＿＿＿＿＿＿

第４条（甲乙の責任範囲）

1．乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から、第２条第４項に規定する運搬の最終目的地における荷下ろし作業の完了まで、法令に基づき適正に収集・運搬しなければならない。

2．乙が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、または過失によって甲または第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。

3．乙が第1項の業務の過程において、第三者に損害を及ぼした場合に、甲の指図または甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む）に原因があるときは、甲において賠償し、乙に負担させない。

4．第１項の業務の過程において乙に損害が発生した場合に、甲の指図または甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む）に原因があるときは、甲が乙にその損害を賠償する。

第５条（再委託の禁止）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

第６条（義務の譲渡等）

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。

第７条（委託業務終了報告および検査）

１．乙は甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、それぞれの運搬区間に応じたマニフェストＢ２、Ｂ４、Ｂ６票または、電子マニフェストの運搬終了報告で代えることができる。

２．甲は、乙から前項の業務終了報告書の提出があった場合には、その日から起算して10日以内に検査を行う。

第８条（業務の一時停止）

１．乙は、甲から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときには、業務を一時停止し、ただちに甲に当該事由の内容および、甲における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。甲はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。

２．甲は乙から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上、適切な措置を講ずるものとする。

第９条（委託料・消費税・支払い）

１．甲は委託する産業廃棄物の収集・運搬業務に関する委託手数料については、第２条第２項にて定める単価に基づき算出する。ただし、消費税および地方消費税は含むものとする。

２．委託手数料の額が経済情勢の変化等により不相当となったときは、甲乙双方の協議によりこれを改定することができる。

３．甲は、乙からの委託手数料の請求に対しては、処分業務に関する委託手数料を含めた費用で支払うものとし、乙より処分業者の株式会社○○○○（○○市○○番○号）へ支払うものとする。

４．甲は、乙の発行する適法な請求書を受理した日から30日以内に委託手数料を支払うものとする。

５．甲の責めに帰すべき事由により前項の規定による委託料の支払いが遅れた場合には、乙は甲に対し、前項の支払期限の日の翌日現在における政府契約の支払遅延防止に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項の規定により財務大臣が決定した率による遅滞利息の支払いを請求することができる。

第１０条（履行遅滞の違約金）

乙は、その責めに帰すべき理由により第19条に定める期間内に業務を完了できないときは、契約期間の満了日の翌日から業務を完了する日までの日数に応じ、委託料に対し政府契約の支払遅延防止に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項の規定により財務大臣が決定した率を乗じて計算した金額を甲に支払わなければならない。

第１１条（内容の変更）

甲または乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価もしくは契約期間を変更するとき、または予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第３条第２項、第８条の場合も同様とする。

第１２条（契約不適合責任）

１．第７条の検査完了後、本契約により定められた内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が発見されたときは、甲は乙に対して、その契約不適合の修補または代替物の引渡し（以下「修補等」という。）を請求することができる。ただし、甲が契約不適合の修補等を請求できるのは、当該契約不適合を知った時から１年以内に乙に対して通知した場合に限る。

２．甲は、乙が前項の契約不適合の修補等の請求に応じない場合は、乙に対し、当該契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

３．前２項に基づく請求は、甲の損害賠償の請求および解除権の行使を妨げない。

第１３条（機密保持）

甲および乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の書面による許諾を得なければならない。

第１４条（契約の解除）

１．甲、乙は、相手方がこの契約の各条項に違反したときは、この契約を解除することができる。

２．乙、乙の役員等（乙の代表者もしくは役員またはこれらの者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）または乙の経営に実質的に関与している者が次のいずれかに該当するときは、甲はこの契約を解除することができる。

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められるとき。

イ　法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ウ　自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していると認められるとき。

エ　暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。

オ　暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。

３．甲または乙から契約を解除した場合においては、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙または甲は、次の措置を講じなければならない。

（１）乙の義務違反により甲が解除した場合

イ　乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬の業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

ロ　乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ハ　上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬を行わしめるものとし、その負担した費用等を、乙に対して償還を請求することができる。

（２）甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙の費用負担をもって甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第１５条（誓約書の提出）

乙は、暴力団等に該当しないことを表明・確約するため、別紙の「誓約書」を契約締結時に甲に提出するものとする。

第１６条（不当介入があった場合の通報・報告義務）

乙は、この契約の履行に当たり第14条第２項アからカまでのいずれかに該当すると認められる者による不当介入を受けた場合は、ただちに警察に通報するとともに、速やかに甲に報告しなければならない。

第１７条（管轄裁判所）

本契約について訴訟の必要が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第１８条（協議）

この契約に定めのない事項またはこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

第１９条（契約期間）

この契約は、有効期間を契約日から令９年３月19日までとする。

この契約の成立を証するために本書２通を作成し、甲乙は各々記名押印の上、各１通を保有する。

令和８年11月　日

甲　　滋賀県大津市打出浜１番１０号
滋賀県警察本部
支出負担行為担当官
滋賀県警察会計担当官　　松下　和彦

乙

収入印紙

産業廃棄物処分委託契約書（案）

排出事業者：滋賀県警察本部　支出負担行為担当官　滋賀県警察会計担当官　松下　和彦（以下「甲」という。）と、処分業者：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「乙」という。）は、甲の事業場：滋賀県警察学校　滋賀県大津市御陵町３番３号から排出される産業廃棄物の処分に関して次のとおり基本契約を締結する。

第１条（法の遵守）

甲および乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第２条（委託内容）

１．（乙の事業範囲）

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎ 処分に関する事業範囲

〔産廃〕

許可都道府県・政令市:＿＿＿＿＿＿＿＿
許可の有効期限:＿＿＿＿＿＿＿＿
事業区分:＿＿＿＿＿＿＿＿
廃棄物の種類:＿＿＿＿＿＿＿＿
許可の条件:＿＿＿＿＿＿＿＿
許可番号:＿＿＿＿＿＿＿＿

２．（委託する産業廃棄物の種類、数量および単価）

甲が、乙に処分を委託する産業廃棄物の種類、数量および処分単価は、次のとおりとする。

種類：射撃場用使用済み吸排気フィルター
数量：５㎥
単価：

３．（輸入廃棄物の有・無）

甲が、乙に委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物である場合は、その旨を記載する。

輸入廃棄物：無

４．（処分の場所、方法および処理能力）

乙は、甲から委託された第２項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称:＿＿＿＿＿＿＿＿
所在地:＿＿＿＿＿＿＿＿
処分の方法:＿＿＿＿＿＿＿＿
処理能力:＿＿＿＿＿＿＿＿

５．（最終処分の場所、方法および処理能力）

甲から、乙に委託された産業廃棄物の最終処分（予定）を次のとおりとする。

事業場の名称:＿＿＿＿＿＿＿＿
所在地:＿＿＿＿＿＿＿＿
処分の方法:＿＿＿＿＿＿＿＿
処理能力:＿＿＿＿＿＿＿＿
許可番号:＿＿＿＿＿＿＿＿

６．（搬入業者）

第２条第２項の産業廃棄物の第２条第４項に指定する事業場への搬入は、次の収集・運搬業者が行う。

氏名:＿＿＿＿＿＿＿＿
住所:＿＿＿＿＿＿＿＿

〔産廃〕

許可都道府県・政令市:＿＿＿＿＿＿＿＿
許可の有効期限:＿＿＿＿＿＿＿＿
事業区分:＿＿＿＿＿＿＿＿

廃 棄 物 の 種 類：＿＿＿＿＿＿＿＿
許 可 の 条 件：＿＿＿＿＿＿＿＿
許 可 番 号：＿＿＿＿＿＿＿＿

第３条（適正処理に必要な情報の提供）

１．甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」（平成25年６月）を参照）の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

ア　産業廃棄物の発生工程
イ　産業廃棄物の性状および荷姿
ウ　腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
エ　混合等により生ずる支障
オ　日本産業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項
カ　石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物または水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その事項
キ　その他取扱いの注意事項

２．甲は、委託契約期間中、適正な処理および事故防止ならびに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容および程度の情報を通知する。なお、乙の業務および処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程または産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。

３．甲は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」（平成25年６月）の「容器貼付用ラベル」参照）。

４．甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽または記載漏れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

５．甲は、次の産業廃棄物について、契約期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関または環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年２月環境庁告示第13号）による試験を行い、分析証明書を乙に提示する。

産 業 廃 棄 物 の 種 類：　該当なし　＿＿＿＿＿＿　＿＿＿＿＿＿
提示する時期または回数：　該当なし　＿＿＿＿＿＿　＿＿＿＿＿＿

第４条（甲乙の責任範囲）

１．乙は、甲から委託された産業廃棄物を、処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。

２．乙が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行いまたは過失によって甲または第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し甲に負担させない。

３．　乙が第1項の業務の過程において、第三者に損害を及ぼした場合に、甲の指図または甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む）に原因があるときは、甲において賠償し、乙に負担させない。

４．第１項の業務の過程において乙に損害が発生した場合に、甲の指図または甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む）に原因があるときは、甲が乙にその損害を賠償する。

第５条（再委託の禁止）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の処分業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

第６条（義務の譲渡等）

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。

第７条（委託業務終了報告および検査）

１．乙は、甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、処分業務についてはマニフェストD票または、電子マニフェストの処分終了報告で代えることができる。

２．甲は、乙から前項の業務終了報告書の提出があった場合には、その日から起算して10日以内に検査を行う。

第８条（業務の一時停止）

１．乙は、甲から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときには、業務を一時停止し、ただちに甲に当該事由の内容および、甲における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。甲はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。

２．甲は乙から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上、適切な措置を講ずるものとする。

第９条（委託料・消費税・支払い）

１．甲は委託する産業廃棄物の処分業務に関する委託手数料については、第２条第２項にて定める単価に基づき算出する。ただし、消費税および地方消費税は含むものとする。

２．委託手数料の額が経済情勢の変化等により不相当となったときは、甲乙双方の協議によりこれを改定することができる。

３．甲は、委託する産業廃棄物の収集運搬業務および処分業務に関する委託手数料を収集運搬業者である○○○に支払い、処分業務に関する委託手数料は上記収集運搬業者から乙に支払うものとする。

４．甲の責めに帰すべき事由により前項の規定による委託料の支払いが遅れた場合には、乙は甲に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項の規定により財務大臣が決定した率による遅滞利息の支払いを請求することができる。

第１０条（履行遅滞の違約金）

乙は、その責めに帰すべき理由により第19条に定める期間内に業務を完了できないときは、契約期間の満了日の翌日から業務を完了する日までの日数に応じ、委託料に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項の規定により財務大臣が決定した率を乗じて計算した金額を甲に支払わなければならない。

第１１条（内容の変更）

甲または乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価もしくは契約期間を変更するとき、または予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第３条第２項、第８条の場合も同様とする。

第１２条（契約不適合責任）

１．第７条の検査完了後、本契約により定められた内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が発見されたときは、甲は乙に対して、その契約不適合の修補または代替物の引渡し（以下「修補等」という。）を請求することができる。ただし、甲が契約不適合の修補等を請求できるのは、当該契約不適合を知った時から１年以内に乙に対して通知した場合に限る。

２．甲は、乙が前項の契約不適合の修補等の請求に応じない場合は、乙に対し、当該契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

３．前２項に基づく請求は、甲の損害賠償の請求および解除権の行使を妨げない。

第１３条（機密保持）

甲および乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の書面による許諾を得なければならない。

第１４条（契約の解除）

１．甲、乙は、相手方がこの契約の各条項に違反したときは、この契約を解除することができる。

２．乙、乙の役員等（乙の代表者もしくは役員またはこれらの者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）または乙の経営に実質的に関与している者が次のいずれかに該当するときは、甲はこの契約を解除することができる。

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められるとき。

イ　法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ウ　自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していると認められるとき。

エ　暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。

オ　暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。

３．甲または乙から契約を解除した場合においては、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処

理が未だに完了していないものがあるときは、乙または甲は、次の措置を講じなければならない。

（１）乙の義務違反により甲が解除した場合

イ　乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての処分の業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

ロ　乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ハ　上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の産業廃棄物の処分を行わしめるものとし、その負担した費用等を、乙に対して償還を請求することができる。

（２）甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙の費用負担をもって甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第１５条（誓約書の提出）

乙は、暴力団等に該当しないことを表明・確約するため、別紙の「誓約書」を契約締結時に甲に提出するものとする。

第１６条（不当介入があった場合の通報・報告義務）

乙は、この契約の履行に当たり第14条第２項アからカまでのいずれかに該当すると認められる者による不当介入を受けた場合は、ただちに警察に通報するとともに、速やかに甲に報告しなければならない。

第１７条（管轄裁判所）

本契約について訴訟の必要が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第１８条（協議）

この契約に定めのない事項またはこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

第１９条（契約期間）

この契約は、有効期間を契約日から令和９年３月19日までとする。

この契約の成立を証するために本書２通を作成し、甲乙は各々記名押印の上、各１通を保有する。

令和８年11月　日

甲　　滋賀県大津市打出浜１番１０号
滋賀県警察本部
支出負担行為担当官
滋賀県警察会計担当官　　松下　和彦

乙

別紙

誓　約　書

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
滋賀県警察会計担当官　殿

住　　所

会 社 名　　印

代表者名　　印

1　弊社は滋賀県警察本部との契約締結に際し、弊社が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者に該当していない旨表明確約します。

2　弊社は暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について下記の内容を遵守する旨誓約します。

暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

(1) 内閣及び内閣府の所管に係る建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務請負、役務提供、物品の製造、物品・資材等調達等の公共調達、公有財産売却等の物品の売払その他の入札及び契約（下請契約、再委託契約を含む。)(以下「発注工事等」という。）において、暴力団員、暴力団準構成員、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）による不当要求又は工事(業務)妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
(2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により契約担当官等に報告すること。
(3) 暴力団員等による不当介入を受けたことにより、工程に遅れが生じる等の被害、又は契約の履行に影響を生じた場合は、契約担当官等と協議すること。